

# 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)について

所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、翌年度の住民税から控除されます。



## 対象者

平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成25年までの間に同居し、前年の所得税から住宅ローン控除を引ききれない方(年末調整・確定申告の内容により適用されます。)

年末調整で住宅ローン控除を受けた方は、勤務先から役場に提出される給与支払報告書の摘要欄に「A」住宅借入金等特別控除可能額」と「B」居住開始年月日」が記載されている必要があります。源泉徴収票に記載がない場合は勤務先の経理担当者等にご確認ください。

確定申告をされる方は、二表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日の記載をしてください。

平成11年から平成18年の間に同居した方で、「山林所得を有する場合」、「確定申告により退職所得の税金を納税する場合」、「変動所得・臨時所得を有し平均課税の適用を受ける場合」に該当する方は、「住宅借入金等特別税額控除

申告書」を提出することで、平成21年度以前の控除額算出方法が適用されます。申告される方は、毎年3月15日までに申告書を提出してください。期限までに提出されなかった場合は、次の「住民税からの控除額」が適用されます。

## 住民税からの控除額

次の または のいずれか  
小さい額

前年分の住宅ローン控除可

金額のうち所得税から控除しきれなかった額  
前年分の所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)

平成19年、20年に  
同居した方

所得税で控除期間を15年に延長する特例が設けられているため、住民税から控除することはできません。

税務課町民係 2152

平成24年分源泉徴収票 (見本)

支払区分		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収額
住宅借入金等特別控除可能額	円	円	円
居住開始年月日	年 月 日		

## 償却資産の申告はお済みですか

法人、個人事業主(アパート経営・農業経営も対象)のみなさんが、事業のために使用している機械・器具・備品・所得税の減価償却資産として計上している資産(家屋・自家用車等を除く)等の償却資産は、申告が必要です。

今年の申告期限は1月31日までとなっていましたがお済みでしょうか。まだ申告をしていない方は、至急申告をしてください。申告書の記入方法がわからない方や、ご不明な点がありましたら、税務課までお問い合わせください。

税務課固定資産税係 2154

## 青色申告相談会等を実施します

	青色決算指導会	青色申告書納税相談会
開催日	2月14日(木)	3月1日(金) 3月4日(月)
内容	青色申告決算書の指導会	納税相談会(申告書受理)
時間	9時30分~12時、13時30分~15時30分	
場所	商工会館(役場となり)	
問合せ	伊奈町商工会 722-3751	

## 公平委員会の委員に再任

山口 正利氏



公平委員会の委員の任期満了に伴い、山口正利氏が12月22日付で再任されました。同氏は、平成19年9月から公平委員会委員を務められています。

## 教育委員会の委員に再任

澤田 誠一氏



教育委員会の委員の任期満了に伴い、澤田誠一氏が12月22日付で再任されました。なお、同氏は、同日付で教育委員会委員長に再任されました。

## 人権擁護委員に永田康子氏（再委嘱）



人権擁護委員の任期満了に伴い、永田氏が1月1日付で法務大臣から再委嘱されました。

人権擁護委員は、町内に4名おり、人権侵害の問題等の相談に応じています。

町では人権相談を開催していますので、ぜひご利用ください。

町 人権推進課 ②241

## 選挙管理委員会

委員長に 西川 慶一氏  
同職務代理者に 細田 晃氏

昨年12月の議会において、西川慶一氏、細田晃氏、丹羽由克氏、小林和博氏の4名の補充員が選出されました。また、1月4日に開かれた選挙管理委員会において、委員長に西川慶一氏が選出され、同職務代理者には細田晃氏が指名されました。なお、前委員小島淳治氏は、任期満了により退職されました。



委員長 西川 慶一氏  
12月から選挙管理委員会の委員、平成16年12月から同職務代理者、平成20年12月から委員長を務められています。



委員 丹羽 由克氏  
丹羽氏は、平成20年12月から選挙管理委員会委員を務められています。



職務代理者 細田 晃氏  
細田氏は、平成12年12月から選挙管理委員の補充員を経て、平成16年12月から委員、平成20年12月から同職務代理者を務められています。



委員 小林 和博氏  
小林氏は、平成20年12月から選挙管理委員の補充員を経て、24年12月に委員に選出されました。

## 平成24年度伊奈町住宅用太陽光発電システム設置費奨励金の申請受付を延長します

平成25年 3月15日まで

町 環境対策課 ②251



平成24年4月から導入している奨励金制度です。当初、平成24年12月28日を申請受付期限としておりましたが、より一層の普及促進を図るため、平成25年3月15日まで、申請の受付を延長します。

なお、予算がなくなり次第終了いたしますので、ご了承ください。

希望される方は、申請条件や必要書類がございますので、町ホームページ、または環境対策課までお問い合わせください。